

令和8年2月20日

三方原コミ協通信

編集 三方原地区コミュニティ協議会

発行 三方原協働センター
 浜松市中央区三方原町1179-5
 (TEL 437-6522)

令和6年1月1日からの区再編により、浜松市の新たな制度として地域で活動する多様な団体の参加を促し、人と人のつながりを強めることで、住民の地域活動への関わりを深める「地区コミュニティ協議会」を任意組織として設置することが可能になりました。

三方原地区においても三方原地区自治会連合会を含む4団体および2個人で構成する「三方原地区コミュニティ協議会」を設立し、富塚、和地、細江、三ヶ日の各地区に続き市内5番目の協議会として令和6年8月14日に浜松市から認定されました（*）。

自治会や他団体と連携して三方原地区の課題等の解決に向け協議・活動してまいります。

なお、市の認定を受けることにより市の附属機関である区協議会（分科会）に委員を選出することができ、同協議会にて地域振興および地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるすることができます。

*区及び区協議会の設置等に関する条例第29条



認定通知書交付式にて
 令和6年8月14日：三方原協働センター

構成団体・個人（令和7年4月）

会長	鈴木登志郎	（三方原地区自治会連合会顧問）
副会長	富永厚平	（三方原地区社会福祉協議会会長）
副会長	大石英典	（三方原地区自治会連合会会長）
会計	松本順二	（初生・三方原地区民生委員児童委員協議会会長）
監事	中川秀三	（元三方原地区自治会連合会会長）
監事	坂田登代子	（浜松市老人クラブ連合会常任理事）
委員	齋藤和志	（浜松市市議会議員）



定例会の様子（三方原協働センターにて）

要望書の提出（令和7年度）

① 三方原地区へのラウンドアバウト導入推進について

三方原地区では多くの企業の立地等により、朝夕は慢性的な交通渋滞が生じ、これを避けるための生活道路への車輛の流入、そして交差点等での交通事故が多発しています。その対策として、安全性・円滑性・環境性・経済性・災害時の機能性を併せ持ち、生活道路の交差点での課題解決が見込まれる「ラウンドアバウト（環状交差点）」を地区内に導入することを要望しました。

② 浜松市所有の三方原防風林の活用について

テクノロード沿いの浜松市所有の防風林について、浸水対策としての貯留施設・災害発生時の応急仮設住宅用地・防災公園・スポーツ広場用地等として整備することを要望しました。

③ 三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳ステージの設置について

三方原地区には200人規模の講演会・演奏会を開催できるステージ付きの会場はなく、三方原協働センターでは必要な都度、分割式のポータブルステージを運搬・設置していますが、女性や高齢者の多い団体にとっては多大な労力とともに怪我のリスクが大きいために、利用が倦厭されています。令和6年度以降先送りとなっている協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置することを要望しました。

- * 上記3件は、中央区協議会（中地域分科会）を通じて市に提出した要望書の概要を記載したものです。
- * ①および②については自治会連合会との連名で市長あてにも要望書を提出しました。

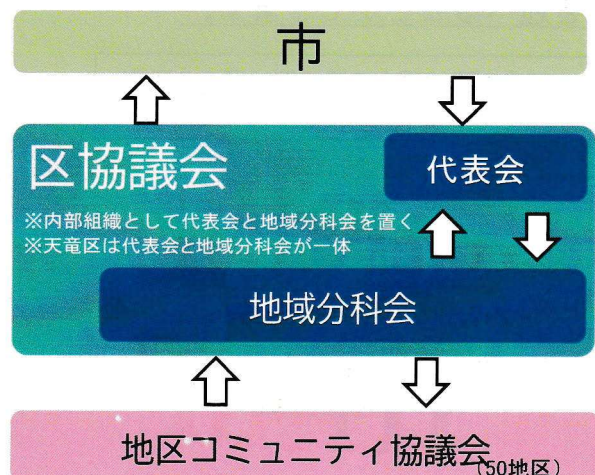


中央区協議会（中地域分科会）に要望書を提出



浜松市への要望/三方原地区コミュニティ協議会・三方原地区自治会連合会
・「ミニラウンドアバウト」導入
・「浜松市所有三方原防風林活用」活用

地区コミュニティ協議会と市の関係イメージ



（浜松市作成の資料から引用）